

歴史的制度論の分析アプローチと制度研究の展望

——制度の形成・維持・変化をめぐって——

荒井 英治郎

キーワード：歴史的制度論 制度の概念と機能 制度の形成・維持・変化

はじめに

本稿は、制度の歴史的規定性を重視し、制度の形成それ自体とその後の政策過程に対する制度の影響力に関して理論的示唆を提供する歴史的制度論の分析アプローチに着目した上で、そのアプローチの特質と今後の制度研究の展望を論じるものである。歴史的制度論はアイディアの概念と併用することで、「制度形成や変化における制度的変数とアイディア的変数との間の相互作用」を分析することが可能となり（Thelen and Steinmo 1992:1）、制度のあり方の全体像を明らかにする可能性を秘めている。本稿の構成は下記の通りである。第1に、新制度論一般の特徴を旧制度論との関係において論じる。第2に、歴史的制度論を含む新制度論の諸アプローチの特徴を概括する。第3に、歴史的制度論における制度の概念と機能を論じる。第4に、歴史的制度論における制度の形成・維持・変化の捉え方に関して論じる。

1. 旧制度論と新制度論

比較政治学や国際関係論の分野で注目されている新制度論とは、制度（institution）が政策決定のあり方に大きな影響力を有することを主張する諸理論の総称である。新制度論は1960～1970年代にかけて主流を占めた選挙や政治過程に重点を置いた従来の研究に対して、その過程の規定要因として様々な制度の役割を見直す必要があるという問題意識から登場した（河野 2002a : 116）。

では新制度論に対して旧制度論はいかなる特徴を有するのか。旧制度論とは、「新制度論と名乗る諸研究が登場する過程でかつての制度研究に旧制度論というラベルを貼り付けたにすぎない」が、その特徴は端的に言えば「法律学的な研究に近いもので……制度の静態的な記述や紹介が中心であった」（建林・曾我・待鳥 2008 : 37）。以下では、両制度論の分析対象、分析視角、志向性という3つの観点からその特徴を論じる。第1に、両者の分析対象に関しては、旧制度論が憲法構造等の公式制度に焦点を当てることが多いのに対して、新制度論は非公式の制度や社会制度等も対象とするこ

とがあり分析射程や範囲の点での相違がある (Hall1986 : 9)。第 2 に、両者の分析視角に関して、旧制度論では制度それ自体の構造や内在的理解 (制度の仕組みや運用) を前提としながら、いかなる制度が望ましいかなど規範的含意を論じる「叙述的、規範的アプローチ」(建林 1999 : 74) が主流を占めた。よって、旧制度論では政策過程におけるアクターの行動はほとんど考慮されず、政策過程のダイナミクスは軽視される傾向が少なからず存在していた (Kruschke and Jackson 1987=1989:22)。これに対して、新制度論はアクターの行動を規定・制約する制度環境を重視しながら、アクターの戦略的行動と制度との関係に分析の焦点を当てる傾向がある (新川 2004 : 300、新川・井戸・宮本・眞柄 2004 : 17)。この意味では、新制度論は、アクターの利益や目的を政策発展の主要因として重視する狭義の政治過程分析と着眼点が若干異なるものと理解できる。第 3 に、両者の志向性に関しては、制度それ自体の並列的叙述・記述を行う旧制度論に対して、新制度論は比較の視点を重視しながら制度の影響力の一般化・理論化を志向する (Thelen and Steinmo1992 : 6、真淵 1994 : 61)。よって、新制度論は、日本の特殊性を日本独自の概念や分析言語で説明する旧来の文化論や近代化論と異なり (北村 1997 : 78)、各国の特殊性と普遍性を整合的な形で論じ得ることを試みる点に特徴が求められる (野中 1997 : 17) ¹。

さて、新制度論で問われる主要な問いは、制度・政策の形成・決定は何によって規定されるのかというものである。この問いに対して、新制度論は、アクターの利益を定義づけたり、アクターの行動の選択肢の多寡を左右する機能を果たすなど、アクターの行動を枠づけ規定・制約する制度の影響力に着目しながら、基本的には制度が政治的決定の説明に利用できる何にもまして重要であることを主張する (Peters2005=2007 : 234)。むしろ、制度はアクターの行動を制約する機能を果たすが、アクターの行動の全てを規定するわけではなく、制度の規定力には一定の幅がある。よって歴史的制度論者が制度を政治における唯一の因果的力であると主張することはほとんどなく (Hall and Taylor1996 : 942)、新制度論は制度決定論と同義でないことは改めて確認されてよい (内山 1998 : 40-1、北山 1988 : 21)。こうして、新制度論における制度は社会科学の因果的推論 (説明) の分析概念として援用されることとなる (建林・曾我・待鳥 2008 : 37-8)。第 1 に、制度は独立変数 (説明変数) として捉えられ、アクターの行動を規定・制約し政策過程のあり方を左右する要因として解せられることとなる。第 2 に、制度は従属変数 (被説明変数) として捉えられ、なぜ特定の制度が存在するのかが分析の焦点となる。

2. 新制度論の諸アプローチ

新制度論は、合理的選択制度論、社会学的制度論、歴史的制度論の 3 つに大別されることが多い (Hall and Taylor1996 : 936、河野 2002b : 29-75) ²。以下では各制度論における制度観と制度形成・変化に関するアプローチの特徴を整理する。

第 1 は、合理的選択制度論である³。1980 年代後半以降に経済学等で登場したこと

から「経済学的制度論」とも呼称される同制度論では、経済合理性の観点からアクターの行動に影響を与える制度的制約が分析されることが多い。同制度論の特徴は、アクターを自己利益の最大化を志向する経済人として仮定し、制度を「ゲームのルール」として捉える点に求められる。制度は不完全情報下で生じる取引コストや不確実性を軽減させ集合行為問題を解決するために形成され、アクター間で繰り広げられたゲームの結果による「均衡」を具体化したものとして解される（Ostrom1986：7-14、Shepsle1986：53-56）。また制度形成の過程では、各アクターは制度に適合的な行動を行うと同時に、制度を自己利益に資するように意図的に操作することを志向し（小堀1994：320-1）、制度変化はアクター間の戦略的相互作用による「共有（された）予想」の変化という観点から説明されることが多い（Aoki2001=2003:251-266、戸矢2003:65-73）。すなわち、「一般的な認知的不均衡」（Aoki2001=2003:240）との言葉が示すように、アクターが既存制度の有効性に疑問を呈し多くのアクターによってその制度の限界が認識・共有されることによって、新たな制度を希求する戦略的行動が行われ、その結果制度変化が生じると解する。なお、同制度論に対する批判としては、第1に、局所的な因果関係を明瞭に説明する一方で長期的変化の説明が不得手であると分析射程の範囲に関する論点が提示されている（徳久2008：54）。第2に、アクターの利益を構造から切り離し外生的・外在的なものとして捉えた上で、アクターは合理的に効率最大化を試みることを所与とする点に対して、マルクス主義者、多元主義者、行動論者などが採用する社会還元主義と近似することになるとの疑義が呈されている（小堀1994：341）。これはいわゆる「主体—構造問題（agent-structure problem）」として定式化される問題群である（阪野2006：63）。第3に、アクターが自身の利益をどのように認識しているのかというアクターの認識枠組に関する分析が捨象されている点が課題視されている（秋吉2007：38-40）。

第2は、社会学的制度論である。組織論を背景として登場した社会学的制度論では、アクターの利益を当該アクターが埋め込まれた文化的歴史的枠組みの中で理解することの必要性を主張し、特定の行動選択を行う際のアクターの「認識」に影響を与える制度の機能のあり方が分析される（秋吉・伊藤・北山2010：170）。同制度論では、組織存続を目的とする構成員の集合体として組織が捉えられ（自然的組織観）、組織は外部環境からの技術的要求に合理的に従うのではなく外部環境の中にある制度化された社会的・文化的要素（制度）に従うものとして措定され組織の同型化（isomorphism）が促されることになると解する（伊藤2002：148）。また同制度論では非公式的要素（規範、社会的慣習、行動標準、象徴など）も制度の一種として理解され、習慣化された行為が社会集団の全成員に通用するようになることを「制度化」（institutionalization）されたと解する。なお、同制度論においては、制度は意図的なアクターの行動の結果として形成されるのではなく社会的に構成されるものとして理解されるため、アクターはそもそも制度を自由に選べず、制度は容易に変化するものではないと捉えられることが一般的である。よって、目的達成のためのアクターによる意図的な制度変更の余地を認める合理的選択制度論とは制度理解の前提が異なる。

第3は、歴史的制度論である⁴。政治学における最初の新制度論として登場した同制度論では、制度は偶発的にいかなる重大局面（critical junctures）を経た結果形成され、それが後の政策決定や制度形成にいかなる影響を与えているのか、制度や構造を生み出す歴史的要因・文脈に着目した分析が行われることが多い（Peters2005=2007：109、秋吉・伊藤・北山 2010：168）⁵。この意味で同制度論は、「比較政治学的であると同時に比較歴史学的である」と指摘されることもある（田口 2001：209）。笠京子は、歴史的制度論の特徴として、①1960～1970年代の通説である行動論批判として登場した点⁶、②アクターに対する制度の拘束力を認める点、③比較研究を通じて共通性ではなく相違を、収斂ではなく多様性を説明する点、④制度を唯一の独立変数とせず、複数の独立変数の一つとして位置づける点、⑤一定程度過去に遡った経験の集積が現在の政策過程に影響を及ぼすと考える経路依存概念を採用する点を挙げているが（笠 2002：29）、より端的に言えば、歴史的制度論は①歴史的経緯と②制度の説明力の2つを重視する制度論として概括可能である（北山 2011：14）⁷。なお、既述の通り合理的選択制度論がアクターの利益を所与とするのに対して、歴史的制度論はアクターの利益の形成自体を分析対象とし、分厚い記述によりなぜ当該アクターは特定の利益を有するに至ったのかなど歴史的要因が論じられることが多い。アクターの有する利益を外生的・外在的と捉えるか（合理的選択制度論）、内生的・内在的と捉えるか（歴史的制度論）が両者の基本的相違点と解せられよう（Thelen and Steinmo1992：8、真淵 1994：53）。

3. 歴史的制度論における制度の概念と機能

以下では、歴史的制度論において制度はどのように定義され、いかなる機能を有するものとして理解されているのかを整理する。

第1は、制度の定義に関してである。ホールによれば、制度とは、「政治と経済の種々な単位で個人間関係を構造づける、公式のルール、法令順守の手続き、標準的な作業手続き」と理解されている（Hall1986：19）⁸。ここからは、形式化された構造などの公式的制度・組織とともに、ルール・手続きから非公式の慣習までも制度として理解しようとする志向性を看取することができる（Peters2005=2007：112）⁹。

第2は、制度の機能に関してである。歴史的制度論は、①制度としての「国家」に注目するマクロ制度論、②特定の政策領域に関する実証的研究を通じて国家と他の政治的・経済的・社会的制度との関連を問うメゾ制度論、③特定制度のインパクトを論じるミクロ制度論の3つに分類可能だが（田口 2001：211）、共通して制度はいかなる機能を果たすものとして理解されているのか。結論を先んずれば、歴史的に形成される制度は、アクターの利益（戦略や追求目標）、権力配分の程度、ひいてはアクターが関与する政策過程全体にまで作用するという意味において、アクター行動を枠づけ規定・制約する機能を果たすこととなる（Hall1986：19、Thelen and Steinmo1992：6-8、棚橋 1998：330、真淵 1994：53、笠 2002：31）¹⁰。こうして歴史的制度論では、アク

ターの利益は社会経済構造から自発的に表出され所与のものとして存在すると捉える合理的選択制度論とは異なり、アクターの利益は制度的文脈において集約・統合・形成され、定義づけられていくと理解することになる（北山 1988 : 25、笠 2002 : 32）。

では、そもそも制約としての制度の規定力・拘束力とは何を意味するのか。制約としての制度をめぐっては、①参加（者）の制約、②行動選択の制約という 2 種類の制約があることが指摘されている（秋吉 2007 : 51-2、54、秋吉・伊藤・北山 2010 : 171-181）¹¹。

第 1 は、「参加（者）の制約」である。すなわち、制度はいかなるアクターが政策過程に参加・関与可能かを規定する。具体的には、制度は、政策決定の場、政策過程に関与可能なアクター及びアクター間関係、政策過程における政策決定のあり方を規定することになる。いわゆる行政的・財政的・法制的制約等はアクターの行動を規定する制度的制約の代表例といえよう。第 1 に、制度は、政策決定の場を規定する（Goldstein1993:14-5、Campbell2002 : 30-1）。分析に際しては、どのような政策決定の場が制度によって規定されているのかを把握する必要がある。第 2 に、制度は、政策過程に関与可能なアクター及びアクター間関係を規定する。このことは「ある組織が従属している組織からの公式・非公式の圧力によって引き起こされる圧力」を意味する「強制的圧力」（coercive pressure）とも表現されることがある（Lodge2003 : 162、Lodge and Wegrich2005 : 216）。一例として、当該政策の上位に位置づく政策、上位機関や国際機関等の圧力の存在が挙げられることが多い。分析に際しては、制度的関係としていかなるアクターが他のアクターに「強制的圧力」を与えているのかなどを把握する必要がある。第 3 に、制度は、政策過程における政策決定のあり方を規定する。「拒否点」（veto point）の概念として知られるように、拒否権プレイヤーがいかなるリソースを有しているか、政策過程においていかなる拒否点が存在しているは政策過程のあり方を左右する（Immergut1990 : 395-398、Immergut1992 : 63-68）¹²。換言すれば、政策過程に対する参加を制限する制度は、いかなるアクターの利益を反映する構造を成り立たせているかを規定するものとなる。例えば、55 年体制ないし自民党一党優位体制下において、それぞれ拒否点を有する政務調査会部会、政務調査会審議会（政審）、総務会が法案等の事前審査（与党審査、事前審査制、与党調整）を行ってきたことなどは、非公式ながらも政策決定を構造的に規定する制度として理解することができる。分析に際しては政策過程において拒否点がどのように構造化されているのかを把握する必要がある。

第 2 は「行動選択の制約」である。これは制度がアクターの行動選択の方向性や幅を規定することを示している。アクターは制度による制約を踏まえた上で自己利益を再定義し、その利益を実現するために既存政策の維持・変化のいずれを選択すべきかなど、自己利益の追求の方途を模索した上で、最終的な行動選択を行うことになる。

4. 歴史的制度論における制度の形成・維持・変化

国家の自律性を重視する「強い国家論」(Statism)では、自律的な国家は国益に応じた目標設定を行い、政策環境の文脈を考慮しながら政策決定や政策変更を行うと解されてきた(Zysman1983)。これに対して国家の影響力の大きさは否定し難いが、国家を「単一のアクター」として把握することによって生じる課題は少なくなく、国家に影響を与える外部環境の存在を軽視することになりかねないとの指摘がかねがね提起されてきた(新川 1993:21-37)。また「強い国家論」においては国家の強弱が何によって規定されているのか不明であるとの批判も展開され、制度を所与として扱うのではなく、制度の形成・維持・変化を内生的・内在的に説明することの必要性が共有されていった(河野 2002a : 116-7)。そこで登場したのが歴史的制度論であった¹³。制度がどのように形成され、どのように変化するのか、そのメカニズムの解明は歴史的制度論にとっても例外なく重要課題となり得た(笠 2002 : 31)。以下では、歴史的制度論が制度の形成・維持・変化をどのように捉えているのかを論じる。

第1は、制度の形成に関してである。歴史的制度論の核心には公共理念の力があるとの指摘が示唆するように(Peters2005=2007 : 119)、歴史的制度論における制度は制度を支持する理念や政策アイディアの受容・具体化によって形成されると解する。他方、この種の理解は同義反復ともいえる。なぜなら、「制度はある理念が受容されるときに出現するのであるが、この受容は構造化された制度の存在によってわかる」ためである(Peters2005=2007 : 114)。この種の問題が指摘されているものの、ここでは、歴史的制度論が制度の形成を理念やアイディアの具体化という観点から説明する点を確認するに留める。

第2は、制度の維持に関してである。歴史的制度論では、制度は過去の政策や既存制度の規定力・拘束力によって一種の均衡状態として基本的には維持されると解されることが多い(真淵 1987 : 139)。すなわち、新制度(t-1期)は旧制度(t-0期)の影響を不可避免的に受けるのであり、新制度が白紙状態から形成されることは稀で、新制度には旧制度の痕跡が残るものとされる(新川 2004 : 301、真淵 1994 : 95-6)。このことは、制度は必ずしも機能的とは言えず逆機能的であることが多々あることを示唆している(小堀 1994 : 326)。また、歴史的制度論では制度の維持を「経路依存性」(path-dependence)の概念を用いて説明することで「歴史が問題になる」(history matters)との類の主張を補強する試みを行っている(Goldstein1993、Pierson1994、Pierson2000)¹⁴。以下、「経路依存性」の概念について触れておこう。

「経路依存性」の概念とは、過去のある時点で行われたランダムで偶発的な政策決定・選択やそれによって形成された制度は、制度・政策環境の変化等の初期条件が変更した場合でも、慣性(inertia)の性質により強い耐性を帯びることで変化しにくくなるという現象を指しており、過去の政策や既存制度の存在が後の政策・制度の形成のあり方を規定する現象を説明する際に援用される(河野 2002a : 122、河野 2002b : 58、新川 2004 : 301)。そこでは初期の政策選択が持続することが前提とされ、変化のためには相当の政治的圧力が必要であることが想定されることとなる(Peters2005=2007 : 108)。また、たとえ変化が生じたとしても、その変化の程度は限

定的であるか、根本的な問題解決に至らないような僅少あるいは漸増主義的な政策的対応に留まる可能性が高い。例えば、マホーニーは、経路依存性の概念的特徴として、次の3点を指摘している（Mahoney2000:510-3）。第1は、歴史的事象の初期段階を重視する点である。これは、初期的事象発生のタイミングがその後の事象の展開に影響を与えるため、初期段階で生じた事象は重要な意味を持つということである。第2は、初期段階の事象発生は、文脈依存的・状況依存的（contingent）な性格が強く、過去の事象や初期条件からは説明困難であるという点である。初期段階の事象発生自体が偶発的である可能性が高いため制度が形成される重大局面を理論で予測・説明することは困難となる。第3は、文脈依存的・状況依存的な事象がひとたび生じると、決定論的な因果パターンによって事象の連鎖が方向づけられるという点である。このことは因果プロセスがひとたび作動すると、自己強化的な連鎖によって特定のパターンを再生産するメカニズムが形成されることを示している。これは「正のフィードバック」（positive feedback）ないし「自己強化」（self-reinforcing）の概念で説明されるものである¹⁵。またピアソンも経路依存性の特徴として、①複数均衡（正のフィードバックが生じやすい一連の初期条件下では複数の帰結が存在するのが一般的であること）、②状況依存性（相対的に小さい事象でも生じるタイミングによっては永続的で大きな影響を及ぼすこと）、③タイミングと配列の果たす決定的役割（当該事象がいかなるタイミングで生じるかは重要であり、配列の前の時点のほうが後の時点よりも大きな影響を与える可能性があること）、④慣性（正のフィードバックは一般的に一つの均衡点へ向かい、この均衡は変化に対して耐性を有すること）と、マホーニーと同種の特徴を挙げている（Pierson2004=2010：56）。そしてピアソンは、ひとたび特定の経路が定まると自己強化過程から方向転換することは非常に困難となること、アクターが特定の経路に向かって足を踏み出すと後戻りは非常に困難になり、かつて妥当性が共有されていた政治的選択肢は取り返しのつかないくらい失われてしまうことなどの経路依存性の特徴を端的に述べながら、時間的経過の中で「政治」を捉えることの重要性を指摘している（Pierson2004=2010：13-4）。まさに「社会科学においては、時間は客観的・制約的に存在するだけでなく、社会的・政治的に（再）構成されるものとして……主体にとって所与の条件・制約であると同時に、解釈・意味づけされる対象ともなるのである」（小川2003：292-3）。

では、経路依存はなぜ生じるのか。新川敏光はその要因を2つの観点から説明している（新川2004：301）。第1は、制度それ自体の性質からの説明である。制度とは相互作用を予測可能な形でパターン化することを意味しており、安定性・継続性ととともに、変化への抵抗力を元来有していることから経路依存が生じることになる。第2は、制度を取り巻くアクター間関係の存在からの説明である。政策や制度は一度形成されると固有の権力構造やアクター間関係を生じさせ、こうした権力構造やアクター間関係は変化への抵抗力となり、経路依存が生じることになる。なお、変化への抵抗力が機能するか否かは拒否点の多寡に依存し、拒否点が多ければ多いほど変化の可能性は減少することとなる。こうして経路依存性の概念の理解に関しては、①結果

の原因となる事象は結果に至る長い因果的連鎖の初期段階や現時点から時間的に離れた過去の時点で生じることが多いこと、②過去の事象は事例の文脈を根本的に変える大きな影響を与えること、③その後の展開は事例ごとに異なった多様な帰結を辿ることなどに点での合意が得られている (Hall2003:384-5、阪野 2006 : 68)。

第3は、制度の変化に関してである。既述の通り歴史的制度論は、制度の均衡状態や政策・制度の安定性・持続性・継続性を所与の前提としている。よって、「制度は存在しているほとんどの間、平衡状態にあり、その創設の際に下された決定に従って、あるいはおそらくそれ以前の『区切り』の時点でなされたであろう決定と調和して機能すると予想され」(Peters2005=2007 : 116)、「ある特定の制度が自己強化的でなくなり、その過去の制度的要素が特定の行動を生み出さなくなったとしても、その制度を構成する要素は依然として制度変化の方向性に影響を与える」と理解されている (グライフ 2006 : 48)。こうした制度理解を前提とした上で、歴史的制度論は制度変化を「制度の断絶と連続」という観点から説明し、制度変化は長期にわたり緩やかに生じるというよりは重大局面において短期的かつ劇的に生じるものであると理解してきた。ここで援用される概念が *critical junctures* (Collier and Collier1991 : 27-39) や *punctuated equilibrium* (Krasner1984:240、Pempel1998:3) である。前者は、「歴史的な重大局面」、「決定的時点」、「重大な転換点」と、後者は「均衡断絶」、「断続的均衡」、「区切られた均衡」、「区切り平衡」、「断続平衡」などと訳されるが、以下では、前者を「重大局面」、後者を「均衡断絶」と呼称することにする。

第1に、重大局面とは、ある制度が抜本的な変革や制度変化を経験するような歴史上の分岐点を指している。制度変化が生じる重大局面の具体的契機としては、戦争、革命、民主化、経済恐慌、突発的事件、政治的出来事、政治制度・体制の変更、隣接する政策領域の政策決定の影響等のほか、既述の従属組織からの公式・非公式的な圧力である「強制的圧力」が挙げられることが多く (Kingdon1995 : 94、Lodge2003 : 162、Lodge and Wegrich2005 : 216、Sabatier1988 : 136-7)、これらは「外生的ショック」(*exogenous shock*) と呼称される (Greener2001 : 134、Oliver and Pemberton2004 : 419)。そして、外生的ショックの後に制度変化は生じると解されている (秋吉 2007:59,231)。この重大局面は、①抜本的な政治的・社会的変化が生じる前段階である「先行状況」(*antecedent conditions*)、②先行状況が外的ショックによって揺るがされ制度変化が生じる「断絶・危機」(*cleavage*)、③重大局面で生じた変化が長期間にわたり影響を与え続ける「遺産」(*legacy*) から構成されると指摘されている (佐々田 2011 : 21、Collier and Collier1991:29-31)。

第2に、「均衡断絶」の概念は、ダーウィンの進化論に対する見解として登場した生物進化論の専門家であるグルードとエルドリッジによって提唱されたものである (Krasner1984 : 240-244)。そこでは進化は小さな変化の蓄積ではなく大きな変化が一挙に起こることによって生じ、かつ、進化は長い停滞期に挟まれたごく短期間に生じると解されている。真淵勝は、この考え方は制度の「断絶と連続」を説明するのに適しているとし、制度の「断絶」を次のように説明している (真淵 1994 : 93)。

「制度は特定の社会的支持や理念によって支えられて創設され、その後、制度を支える条件の有無とは一応無関係に持続する。「均衡」という言葉は、それを生み出した条件が衰退あるいは消滅した後も、制度が一定期間その形態を維持できることを強調している。したがって、一人歩きをはじめた制度とその後新たに登場した理念や政治勢力とが、緊迫した関係にあることもある。

制度はこのように長期的な均衡によって特徴付けられるが、突然の事件によって変更を迫られることがある。既存の参加の制度と選択肢の制度のすべての要素は、その事件を契機にして、是非が検討され、多くの古い要素が新しい要素にとって代わられる。生物の進化と同様に、制度変化は突然に起こる。その際に、制度の古さのゆえに生じるさまざまな矛盾を一挙に解消することが企てられる。「区切られた」という形容語は、変化が短期間に生じることを強調している。こうして、新しい理念および勢力によって支えられた新しい制度が誕生する。新しい制度もまた一定の持続力をもつことによって、均衡に向かう。

このように制度は緩やかに継続的に変化するというよりも、突然かつ急激に変化する。したがって制度変更はまれにしか起きない。制度は環境適応的ではなく、硬直的だからである。」（下線一筆者）

上記の制度変化の説明からも、歴史的制度論は歴史的発展の経路や既存制度の影響を重視し制度の持続性を強調する立場であることがわかる。

おわりに

歴史的制度論は、「過去に発生した出来事の『説明』や歴史の現実の多くを把握する物語の編纂には著しく有効である」（Peters2005=2007：127）。他方で、多くの課題を抱え込んでいることもまた事実である¹⁶。

第1は、独立した制度論の1つとして歴史的制度論を把握することへの疑問である。河野は、歴史的制度論に対して「長く複雑な歴史的経緯から制度が生み出されるということは何も目新しい知見ではなく、それだけを主張するのであれば、そのような立場は単に歴史の重要性を強調する歴史主義にすぎず、あらためて歴史的制度論と名付けるほどのものではない」（河野 2002a：119）、「ある国を説明する際に、説明要因としてあらかじめ宣言されている中から、どれがどのような基準によって取り出されて用いられるかは、明らかでない。歴史的経緯に正確であろうとするあまり、考えられるすべての要因を最初に大風呂敷に広げておいて、その中から都合のいいものを事後的に選択するのであれば、その説明の仕方は恣意的だというほかない」（河野 2002a：120）との批判を展開している¹⁷。

第2は、「制度が政治的帰結を規定する」という前提に対する疑義である。歴史的制度論も例外なく制度の規定力・拘束力を重視する新制度論の理論的前提を共有して

いるが、同制度論では制度変化の段階になると「政治が制度を規定する」と理解せざるを得なくなり、制度が独立変数から従属変数へと逆転することへの説明が不十分であるとされている。このことはセレンとスタインモが次のように指摘している (Thelen and Steinmo 1992 : 15)。

「制度は安定期には独立変数として政治的帰結を説明するが、崩壊時には制度は従属変数になる。なぜなら、制度の形態は制度崩壊によって解放された政治的対立によって決定されるからである。換言すれば、制度の崩壊の瞬間に、議論の論理は『制度が政治を説明する』から『政治が制度を説明する』に逆転することになる。」

第 3 は、「均衡断絶」概念で説明される制度変化のメカニズムが不明確であり説明モデルとして未確立であるとの批判である (小堀 1994 : 342、建林 1995 : 7)。大嶽秀夫は、ホールの研究を挙げながら、「変動過程の分析には理論的な裏づけが殆どなく、叙史的な歴史分析に終始している」のは、「制度論は、元来、『変わらないもの』としての制度を、理論の中心においているためである」と制度変化の理論モデルの欠如を重大な欠陥として挙げている (大嶽 1990 : 158)。また、ピーターズも「変動の予測能力がほとんど、あるいはまったく無いように見える」として次のような指摘を行っている (Peters 2005=2007 : 117)。

「主要な制度的 (進化的) 変動が起きる時、制度に影響する平衡と慣性が崩れ、ある運動を起こすのに利用できる十分な力が存在したと、事後、論じることができるのである。どうしてそれが分かるのであろうか。変動は確かに起きたし、そうして観察される変動を起こすだけ十分な圧力も存在していたに違いない。変動を起こすのに十分な政治的、ないし環境の『圧力』が、一体全体、いつ出現するかを見極める先見的な基準は存在しないように思われる。」

こうして歴史的要因だけでは完全に説明することが困難な制度変化が生じた場合でも歴史的制度論では事後的にほとんど歴史的必然であると解することが可能となってしまうとの批判が提示されている (Peters 2005=2007 : 118)。さらに歴史的制度論が戦争や経済危機といった重大局面である時間を静態的均衡と捉え制度の可変性を過大視する点は過度に決定論的であり、歴史を重視するどころか非歴史的研究に接近する可能性があるとの指摘がなされている (伊藤 2005 : 7) ¹⁸。

以上、歴史的制度論に対する批判は多々存在しているが、歴史的経緯の影響により合理的決定が必ずしも行われず逆機能を生じさせるような制度・政策が形成され得ることを「経路依存」等の概念によって説明を試みる点は、当該制度が変化しない要因や歴史的経緯の影響により不合理な制度が形成され得ることを論じる際に有益な視点を提供する。また課題とされた制度変化の説明可能性に対しても近年理論的刷新の試みがなされつつあり、今後の議論の展開が期待されよう ¹⁹。

とはいえ上記のような制度の概念のみで制度の形成・変化を分析することには限界

がある (Thelen and Steinmo 1992 : 15)。また多元主義理論を好例とするようにアクターの利益のみによって政策過程の規定要因を説明することも単純過ぎるといえよう。事実、現状の権力構造からは説明困難な帰結がたびたび生じることはつとに観察される現象である。すなわち、制度や利益の概念を援用することで政策過程を記述・叙述することは可能となるが、そもそもアクターの利益がどのように形成されたのかという問いに対してはこれらの概念だけでは明示的に応答することが困難となるのである²⁰。こうした限界に対しては、特定の政策・制度環境下におけるアクターの戦略的行為に焦点を当てるべくアクターの認知的要因 (cognitive factor) を加味した説明を行っていくことが必要となる。そこで鍵概念となるのが政策科学における「アイディア」の概念である。これについては別稿で論じた通りである (荒井 2011)。歴史的制度論とアイディアの概念を援用した実証的研究の展開に関しては別稿で論じるものとする。

注

¹ この他、千草孝雄は、フレデリクソンとスミスの論考 (Frederickson and Smith 2003) に依拠しながら、新制度論の特徴を7点にわたって整理している (千草 2009 : 71-2)。

² 新制度論的観点を加味した代表的研究としては、政治学・行政学では、加藤 (1991、1994)、新川 (1993)、戸矢 (2003)、樋渡 (1991)、真淵 (1987)、笠 (2002) などが挙げられる。また教育分野を対象とした研究としては、青木 (2004)、橋本 (2008)、村上 (2011) などが挙げられる。

³ 合理的選択制度論に依拠した代表的研究としては、伊藤 (2003)、建林 (2004)、戸矢 (2003) などがある。また合理的選択制度論に関するレビューとしては、加藤 (1994)、建林 (1995) などを参照のこと。

⁴ 歴史的制度論に関するレビューとしては、Pierson and Skocpol (2002)、Thelen (1999)、Thelen and Steinmo (1992) などを参照のこと。歴史的制度論の呼称をめぐることは、「歴史社会学的制度論」(小堀 1994 : 322-326) や「構造的制度論」(建林・曾我・待鳥 2008 : 46-47) など様々な呼び名が採用されている。なお、教育研究と歴史的制度論との関係に関してはさしあたり荒井 (2010) を参照のこと。

⁵ 例えば、ホールの研究では、①なぜ第二次世界大戦前後にケインズ主義的なマクロ経済政策の採用が国ごとに異なったのか、②なぜマクロ政策採用後、政策を持続・断続する国がそれぞれ存在したのかが問われ、政権党の政治的志向、国家・社会の関係、政府の役割に対する国民の一般的期待等が規定要因として挙げられた (Hall 1986、Hall 1989)。

⁶ 行動論政治学とは、社会心理学や社会学の方法論的影響を受けながら、利益集団の利益をめぐる対立と合意形成の相互作用の過程として政治を捉える一潮流のことであり、「政治行動論」と呼称される一群である (堀江 1998 : 530)。行動論政治学に関しては、阪野編 (1976) を参照のこと。1950年代以降の行動論革命は、アメリカ政治学の「科学化」と歴史学からの「自立化」を促進したが (阪野 2006 : 65)、政治行動が重視された反面、制度論・イデオロギー論・政策論等は軽視されることとなり、以後脱行動論への転換が図られることになった (山川 1991 : 294)。

⁷ 上崎 (2007) は、歴史的制度論の特徴として、①偶然性の重視と、②演繹的アプローチの拒否を

挙げた上で、政治世界は合理的アクターとそれを制約する制度で演繹的に説明し尽くされるものではなく、ある決定が予期しなかった効果を生んだり、ある突発的事件によって流れが変化することがしばしば観察されるため偶然性を的確に把握するためにも歴史的経緯の記述が必要となるとの見解を紹介している。

⁸ 制度の定義をめぐっては、その定義の範囲に非公式の慣習・文化等も含む場合、どのように指標化するかなど、指標の操作化と関連する論点が存在している。もっとも、組織文化等を好例とする慣習は、観察・比較の点で限界があり変数として設定する際は困難を伴う。他方、公式制度のみを制度として理解した場合、非公式的な制度が政策決定にどの程度影響を及ぼしているのかを分析の射程に含めることが困難となる。これについて真淵勝の指摘は重要である(真淵 1994:54)。

「制度をたとえば政治文化を含むほどに広くとらえる企図は、それによって制度の説明力を高め、他の説明方法を排除することを意図している。これは従属変数を拡大するために独立変数をも拡大する研究戦略である。しかし、その結果説明そのものを曖昧にするという決定的に高いコストを支払うことになりがちである。……(他方一筆者) 制度を狭く定義することによって、独立変数を限定する。そうすることによって、説明される事象が限られるというコストを支払うが、代わりに明晰さをえることができる。」

こうして、真淵は、因果関係を明確にする意図から「公式の法令およびそれに基づく慣行によって示された行為規範」を制度として独立変数に設定している(真淵 1994:53-4)。

⁹ とはいえ、鈴木基史が指摘しているように、「実際に、新制度論を日本政治に適用した研究では、そうした非公式的なもの(非公式な慣習や規範など一筆者)は捨象されている」ことが多い(鈴木 1996:99)。

¹⁰ マーチとオルセンは、制度は「慣行やルール等の比較的安定した集合体であり、それらの慣行やルールは、特定の状況下におかれた特定のアクターの集団にとっての適切な行動を定義づける」と述べている(March and Olsen 1998:308)。なお、教育研究においても「制約」として制度を捉える論考として新井(1994)、中田(1997)などが存在している。例えば、新井(1994)は、アービング・ゴッフマンの提起する議論と機能主義(functionalism)に示唆を得ながら、絶えず形成・交渉・衰退の過程にある制度理解の有用性を提起している。ここでの制度とは、「一時的にとられる行動ではなく、時間の経過のなかで繰返しとられ続けることによって生活場面においてパターン化した行動様式の総体」のことである。新井は、制度の形成・交渉の過程を「制度化」、衰退の過程を「脱制度化」と定義した上で、制度化は、①アクターが行動する際により少ないエネルギーで要求充足することを可能とすること、②エネルギーの節約に寄与するために人々の行動様式を硬化化させる抑圧のメカニズムにも容易に転化すること、③革新(イノベーション)を制約し、長期間にわたって制度を有用たらしめてきた人間精神を阻害する方向に働くことなどの特徴を挙げている(新井 1994:64-6)。

¹¹ ホールは、前者の参加の制約を「圧力の程度」(degree of pressure)、後者の行動選択の制約を「圧力の方向」(direction of pressure)と表現している(Hall 1986:19)。

¹² 拒否権プレイヤーの概念やその概念を使った研究に関しては、井戸（2004）、内山（2005）、竹中（2005）、ツェベリス（2002、2009）、寺迫（2007）、稗田（2010）、眞柄・井戸編（2007）、などを参照のこと。

¹³ その他の契機としては、「1973年のオイルショック後の世界的経済危機において、欧米日等の先進資本主義諸国の危機に対する打返しの形態や経済的パフォーマンスの著しい相違が生じ、その原因としてそれらの政治経済体制の制度的相違に関心が寄せられるようになったこと」が挙げられている（田口 2001 : 209）。

¹⁴ 経路依存性の概念を紹介する際に取り上げられる例として、英文タイプライターのキー配列がある（David 1985 : 332-334）。キー配列が現在 QWERTY の順番で並べられているのは、タイプライターが手動だった時代に活字を打つ腕が絡まないようにタイプピンの速度をわざと遅くするように設計されたことの名残であり、その非効率さが認識されながらも現在まで残っていることは周知の通りである。ピアソンは、この例のほか、アメリカの軽水炉型原子炉、ビデオのベータと VHS の規格争い、コンピュータの DOS 型とマッキントッシュ型の規格争い、自動車の初期設計、電流の規格争いなどを挙げている（Pierson 2004=2010:23）。この他、北山俊哉は、ピアソンが例として挙げたハンガリーの数学者ジョージ・ポーリャ（Geroge Polya）の壺の話を引き合いに出し、①初期の出来事から全く予想が不可能な展開が後に起こるかもしれないこと、②しかしながら一度生じた展開は、後になると変化が難しいこと、③いかなる展開が生じるかは最初が肝心であること、などの命題を説明している（北山 2011 : 35）。なお、経路依存のメカニズムを経済学の分野で論じたものとして、Arthur（1994=2003）、North（1990=1994）がある。

¹⁵ 「正のフィードバック」（positive feedback）や「自己強化」（self-reinforcing）は、同一方向への加速的変化を示す概念である。「正のフィードバック」とは、同一方向に加速的変化が生じ初期変化が増幅すること（北山 2011 : 35）、「自己強化」とは、過去のある時点で行われた選択がその選択を生み出した初期条件が変更されているにも拘わらず、時間の経過に伴い再生産されていく歴史過程のことである（阪野 2006 : 73）。また関連する概念として、「ロックイン」（lock-in）、「埋没費用」（sunk costs）、「政策遺産」（policy legacies）などがある。「ロックイン」とは、ある事象がそれ以外の方向には行けずに閉じ込められ変化が困難となる状況のこと（北山 2011 : 36）、「埋没費用」とは、制度形成で費やされたコスト（時間、費用、行政的・政治的・財政的・法制的制約）により、新たな制度形成や制度改革の機運が生じにくくなることを示す概念を指している。いずれの概念も、過去に形成された制度や政策が後の制度選択の方向性を強く拘束し、他の制度や政策の選択を困難なものとする際の説明概念として援用されることが多い（秋吉・伊藤・北山 2010 : 177）。ピアソンは、同一方向への加速的変化は経済領域よりも政治領域で生じやすいと述べ、その理由を、①集合行為としての政治という性格、②制度発展の特徴、③政治的権威と権力の非対称性、④政治の複雑性と不透明性の4つの観点から説明している（Pierson 2004=2010 : 39-51）。また、①調整メカニズム（競争や学習）の欠如、②政治的アクターの近視眼的傾向、③政治制度の現状維持バイアスや粘着性といった理由から、政治領域における進路変更は困難を伴うと指摘している（Pierson 2004=2010 : 51-56）。権力の非対称性や不均衡は正のフィードバックを生み出す要因となると同時に、一度正のフィードバックが作動すると時間の経過に伴い権力の非対称性や不

均衡は強化・拡大されていくことになる。よって、政策転換や制度変化は生じにくくなる。この他、「政策遺産」の概念と関わって、田辺国昭は、政策遺産と制度との関係を次のように論じている（田辺 1996 : 96）。

「新しい政策の導入は、過去の決定が堆積することによって形作られる制度配置の中において生じる。しかし、新しい政策の導入とともに、既存の制度配置のあり方は問い返され、何らかの反響が引き起こされ、これらが新しい要素として刻印される。制度という形で恒常化し、決定の場を拘束する過去の政策遺産は、新しい政策の導入のたびごとに再解釈され変容を被るのである。

ある時点の特定の制度に視点を定めた場合、その制度は一度期に確立したものではない。むしろそれは、何回かの長期にわたる決定によって形作られた政策遺産の重層的な堆積物である。制度を形作る政策遺産はひとつではなく、複数の形成時期を異にする特性を抱え込む。しかも、ひとつの制度が内包する政策遺産のすべての特性が調和するとは限らない。制度とは、形成の時期を異にする複数の政策遺産の重層であり、この諸々の政策遺産の間の反発と共振が、次の制度改革を準備する。」

¹⁶ この他、歴史的制度論に対しては「制度の拘束性を主張するあまりに、構造機能主義に再び陥っている」との指摘（小堀 1994 : 341）や「行動論的伝統が弱く、因果関係推論の意義がようやく定着し始めたばかりの日本の文脈では、狭義の歴史的制度論の手法は、日本政治研究と理論との関係を遠ざけ、政治学全体への貢献を弱める可能性がある」との指摘がある（建林 1999 : 90）。歴史的制度論に対する網羅的批判を提示するものとして、建林（1995、1999）を参照のこと。

¹⁷ 同様の指摘は、徳久恭子によっても「因果関係の説明に、複数の変数を組み込む歴史的制度論の手法は、他方で、理論的体系性を欠くと批判されることも多く、精緻化が求められている」と指摘されている（徳久 2008 : 54）。

¹⁸ こうした経路依存性への疑義に対しては「確かに一面においては、（現在の）アクターに合理的な選択をさせない（過去からの）制約という意味をもっているが、政策において経路依存性が発生すること自体、合理的なプロセスだと考えられなくもない。たとえば、ある政策が続けられることに存在基盤を置く新たなアクター（たとえば官僚や利益団体）が組織化されたり、あるいはそうした政策が予算配分などにおいて既得権益を生み出したりするとすれば、むしろ政策が粘着性をもつ方が自然だと考えられる。過去の経緯によって現在が制約されるという（歴史的制度論の）指摘は、必ずしも経済学的新制度論のような合理性を基礎にした理論体系と矛盾するものではない」、「過去からの遺産としてのフォーカルポイントも、必ずしも合理性を基本にした考え方を矛盾するものではない」として両者の接合可能性を示唆する指摘も存在している（河野 2002a : 123-55）。

¹⁹ 歴史的制度論に対する課題を提示するものとして、大嶽（1990 : 158）、Peters（2005=2007 : 117-8）、小堀（1994 : 342）、建林（1995 : 7）、野田（2005 : 8）、Thelen（1999 : 385）などを参照のこと。また、上記の課題を共有した上で、制度変化の説明可能性を模索するものとしては、加藤（2010、2011）、Hacker（2004）、Mahoney and Thelen（2010）、Pierson（2004）、Schickler（2001）、Streeck and Thelen（2005）、Thelen（2003）、Thelen（2004）などを参照のこと。ここでは、制度変化のパター

ンには、均衡断絶モデル以外にも多様なパターンが存在すること、制度変化のパターンの規定要因を解明するためにはアクターの戦略的行為など内生的・内在的要因に対する理解を深めていくことが必要であることが指摘されている。例えば、マホーニーとセレンは、制度変化を「制度の特徴」（制度の解釈・執行の裁量度の多寡）と「政治的環境」（拒否可能性の高低）の2軸で4象限に分け、①新規の政策課題に対応せず非決定により政策有効性を低下させる「制度配置」(drift)、②既存制度を存置しながら新規制度を併設する「制度併設」(layering)、③制度の抜本的改正を行う「制度置換」(displacement)、④既存制度の解釈変更を通じて新規の政策課題に適用する「制度転用」(conversion)と類型化している(Mahoney and Thelen 2010: 15-29)。

²⁰ さらに、加藤雅俊によっては、経路依存性の議論では制度変化は自己拘束的な発展（再生産）を支えていたメカニズムが崩壊したときに生じると想定するが、なぜある時点まで自己拘束的な発展を支えてきた再生産メカニズムが崩壊し、なぜ当該制度や政策が採用されることとなったのかという政治的ダイナミズムに関する論点は十分に検討されることはないとの指摘がなされている(加藤 2010: 1227-8、加藤 2011: 248)

【引用参考文献】

- 青木栄一 (2004) 『教育行政の政府間関係』 多賀出版
- 秋吉貴雄 (2007) 『公共政策の変容と政策科学』 有斐閣
- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉 (2010) 『公共政策学の基礎』 有斐閣
- 新井郁男 (1994) 『『制度』概念の検討を中心として』 『教育制度学研究』 創刊号
- 荒井英治郎 (2010) 「教育制度研究の制度観と分析視角」 『教育制度学研究』 第17号
- 荒井英治郎 (2011) 「教育法制研究の課題と方法—静態的法制研究から動態的法制研究へ」 『教職研究』 第4号
- 井戸正伸 (2004) 「医療保険削減と政党、資本主義類型、拒否権プレイヤー—OECD諸国(1986～95年)の交差国家分析」 『選挙研究』 第19号
- 伊藤修一郎 (2002) 「社会学的新制度論」 河野勝他編 『アクセス比較政治学』 日本経済評論社
- 伊藤正次 (2003) 『日本型行政委員会制度の形成』 東京大学出版会
- 伊藤正次 (2005) 『『新しい制度史』と日本の政治行政研究』 『法学会雑誌』 第47巻第1号
- 上崎哉 (2007) 「歴史的新制度論」 縣公一郎・藤井浩司編 『コレーク政策研究』 成文堂
- 内山融 (1998) 『現代日本の国家と市場』 東京大学出版会
- 内山融 (2005) 「政策アイデアの伝播と制度—行政組織改革の日英比較を題材として」 『公共政策研究』 第5号
- 大嶽秀夫 (1990) 『政策過程』 東京大学出版会
- 小川有美 (2003) 「時間の歴史政治学・端書—民主化論・社会運動論・労働時間論から、遠近法的分析へ」 『千葉大学法学論集』 第18巻第1号
- 加藤淳子 (1991) 「政策決定過程研究の理論と実証」 『レヴァイアサン』 第8号
- 加藤淳子 (1994) 「新制度論をめぐる論点」 『レヴァイアサン』 第15号

-
- 加藤雅俊（2010）「福祉国家再編分析におけるアイデア・利益・制度（一）—制度変化の政治学的分析に向けて」『北大法学論集』第61巻第4号
- 加藤雅俊（2011）「福祉国家再編分析におけるアイデア・利益・制度（二）—制度変化の政治学的分析に向けて」『北大法学論集』第62巻第2号
- 北村亘（1997）「新制度論による比較地方自治分析の理論的可能性」『甲南法学』第38号
- 北山俊哉（1988）「中央地方関係と公共政策（一）」『法学論叢』第124巻第2号
- 北山俊哉（2011）『福祉国家の制度発展と地方政府—国民健康保険の政治学』有斐閣
- グライフ（河野勝訳）（2006）河野勝編『制度からガバナンスへ』東京大学出版会
- 河野勝（2002a）「新しい比較政治学への序奏」河野勝・岩崎正洋編『アクセス比較政治学』日本経済評論社
- 河野勝（2002b）『制度』東京大学出版会
- 小堀貴子（1994）「アメリカ政治学における『新制度論』」『法学政治学論究』第21号
- 阪野智一（2006）「比較歴史分析の可能性」『日本比較政治学会年報』第8号
- 阪野亘編（1976）『行動論政治学』世界思想社
- 佐々田博教（2011）『制度発展と政策アイデア—満州国・戦時期日本・戦後日本にみる開発型国家システムの展開』木鐸社
- 竹中治堅（2005）「日本型分割政府と法案審議—拒否権プレーヤーと『金融国会』再論」『選挙学会紀要』第5号
- ツェベリス（栗崎周平訳）（2002）「拒否権プレーヤーと制度分析」『レヴァイアサン』第30号
- ツェベリス（眞柄秀子・井戸正伸監訳）（2009）『拒否権プレイヤー』早稲田大学出版部
- 新川敏光（1993）『日本型福祉の政治経済学』三一書房
- 新川敏光（2004）「日本の年金改革政治」新川敏光・ジュリアーノ・ボノーリ編（新川敏光監訳）『年金改革の比較政治学—経路依存性と非難回避』ミネルヴァ書房
- 新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子（2004）『比較政治経済学』有斐閣
- 鈴木基史（1996）「合理的選択新制度論による日本政治の批判的考察」『レヴァイアサン』第19号
- 田口富久治（2001）『政治理論・政策科学・制度論』有斐閣
- 建林正彦（1995）「合理的選択制度論と日本政治研究」『法学論叢』第137巻第3号
- 建林正彦（1999）「新しい制度論と日本官僚制研究」『年報政治学1999』岩波書店
- 建林正彦（2004）『議員行動の政治経済学—自民党支配の制度分析』有斐閣
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史（2008）『比較政治制度論』有斐閣
- 田辺国昭（1996）「地方分権と再分配政策のダイナミックス」『年報行政研究』第31号
- 棚橋匡（1998）「行政改革の分析枠組」『本郷法政紀要』第7号
- 千草孝雄（2009）「新制度論研究序説」『駿河台法学』第23巻第1号
- 寺迫剛（2007）「拒否権プレイヤー論」縣公一郎・藤井浩司編『コレク政策研究』成文堂
- 徳久恭子（2008）『日本型教育システムの誕生』木鐸社

-
- 戸矢哲朗 (2003) 『金融ビックバンの政治経済学』 東洋経済新報社
- 中田康彦 (1997) 「合衆国における制度論の視角」『教育制度学研究』 第4号
- 野田昌吾 (2005) 『『危機・選択・変化』の政治学』『法学雑誌』 第52巻第1号
- 野中尚人 (1997) 「新制度論と日本政治」『学習院大学法学会雑誌』 第32巻第2号
- 橋本鉦市 (2008) 『専門職養成の政策過程—戦後日本の医師数をめぐって』 学術出版会
- 稗田健志 (2010) 「新しい社会的リスクの比較政治経済学—拒否権プレイヤーを用いた計量分析」『レヴァイアサン』 第47号
- 樋渡展洋 (1991) 『戦後日本の市場と政治』 東京大学出版会
- 堀江湛 (1998) 「政治」 大学教育社編『新訂版現代政治学事典』 ブレーン出版
- 眞柄秀子・井戸正伸編 (2007) 『拒否権プレイヤーと政策転換』 早稲田大学出版部
- 眞淵勝 (1987) 「アメリカ政治学における『制度論』の復活」『思想』 1987年11月号
- 眞淵勝 (1994) 『大蔵省統制の政治経済学』 中央公論社
- 村上祐介 (2011) 『教育行政の政治学』 木鐸社
- 山川雄己 (1991) 「行動論政治学」 大学教育社編『現代政治学事典』 ブレーン出版
- 笠京子 (2002) 「歴史的新制度論と行政改革」『季刊行政管理研究』 第98号
- Aoki, M. (2001), *Toward a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press. (滝澤弘和・谷口和弘訳『比較制度分析に向けて (新装版)』 NTT 出版, 2003年)
- Arthur, W. B. (1994), *Increasing Returns and Path Dependence in the Economy*, The University of Michigan Press. (有賀裕二訳『収益逡増と経路依存—複雑系の経済学』 多賀出版, 2003年)
- Campbell, J. L. (2002), "Ideas, politics and public policy," *Annual Review of Sociology*, 28.
- Collier, R. B. and Collier, D. (1991), *Shaping the Political Arena: Critical Junctures, the Labor Movement, and Regime Dynamics in Latin America*, Princeton University Press.
- David, P. (1985), "Clio and the Economics of QWERTY," *American Economic Review*, 75(2).
- Frederickson, H. G. and Smith, K. B. (2003), *The public Administration Theory Primer*, Westview Press.
- Goldstein, J. (1993), *Ideas, Interests and American Trade Policy*, Cornell University Press.
- Greener, I (2001), "Social Learning and Macroeconomic Policy in Britain," *Journal of Public Policy*, 21(2).
- Hacker, S. J. (2004), "Privatizing Risk without Privatizing the Welfare State: The Hidden Politics of Social Policy Retrenchment in the United States," *American Political Science Review*, 98.
- Hall, P. A. (1986), *Governing the Economy: The Politics of State Intervention in Britain and France*, Oxford University Press.
- Hall, P. A. ed. (1989), *The Political Power of Economic Ideas*, Princeton University Press.
- Hall, P. A. (2003), "Aligning Ontology and Methodology, in Mahoney, J. and Rueschemeyer, D. ed., *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*, Cambridge University Press.
- Hall, P. A. and Taylor, R. C. R. (1996), "Political Science and the Three New Institutionalisms," *Political Studies*, 44.

-
- Immergut, E. M. (1990), "Institutions, Veto Points, and Policy Results: A Comparative Analysis of Health Care," *Journal of Public Policy*, 10.
- Immergut, E. M. (1992), "The rules of the game: The logic of health policy-making in France, Switzerland and Sweden" in Steinmo, S., Thelen, K. and Longstreth, F. eds., *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, Cambridge University Press.
- Kingdon, J. W. (1995), *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, 2nd edition., N. Y.: Harper-Collins College Publishers.
- Krasner, S. (1984), "Approaches to the State: Alternative Conceptions and Historical Dynamics," *Comparative Politics*, 16.
- Kruschke, E. R. and Jackson, B. M. (1987), *The Public Policy Dictionary*, ABC Clio Inc. (小池治・山谷清志訳『政策研究の基礎用語』行政管理研究センター, 1989年)
- Lodge, M. (2003), "Institutional choice and policy transfer: Reforming British and German railway regulation," *Governance*, 16.
- Lodge, M. and Wegrich, K. (2005), "Control over government: Institutional Isomorphism and governance dynamics in German public administration," *Policy Studies Journal*, 33.
- Mahoney, J. (2000), "Path dependence in historical sociology," *Theory and Society*, 29.
- Mahoney, J. and Thelen, K. (2010), "A Theory of Gradual Institutional Change," Mahoney, J. and Thelen, K. ed., *Explaining Institutional Change*, Cambridge University Press.
- March, J. and Olsen, J. (1984), "The New Institutionalism: Organizational factors in Political Life," *American Political Science Review*, 78.
- North, D. (1990), *Institution, Institutional Change, and Economic Performance*, Cambridge University Press(ダグラス・C・ノース (竹下公視訳 (2004)『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房)
- Oliver, M. J. and Pemberton, H. (2004), "Learning and Change in 20th Century British Economic Policy," *Governance*, 17(3).
- Ostrom, E. (1986), "An agenda for the study of Institutions," *Public Choice*, 48.
- Pempel, T. J. (1998), *Regime Shift: Comparative Dynamics of the Japanese Political Economy*, Cornell University Press.
- Peters, B. G., (2005), *Institutional Theory in Political Science*, Continuum Intl Pub Group. (土屋光芳訳『新制度論』芦書房, 2007年)
- Pierson, P. (1994), *Dismantling the Welfare State? : Regan, Thatcher, and the Politics of Retrenchment*, Cambridge University Press.
- Pierson, P. (2000), "Increasing returns, path dependence, and the study of politics," *American Political Science Review*, 94.
- Pierson, P. (2004), *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press. (粕谷祐子訳『ポリティックス・イン・タイム—歴史・制度・社会分析』勁草書房, 2010年)
- Pierson, P. and Skocpol, T. (2002), "Historical Institutionalism in Contemporary Political Science,"

-
- Katznelson, I. and Milner, H. V. eds., *Political Science*, Norton & Company.
- Sabatier, P. (1988), "An Advocacy Coalition framework of policy change and the role of policy-oriented learning therein," *Policy Sciences*, 21.
- Schickler, E. (2001), *Disjointed Pluralism*, Princeton University Press.
- Shepsle, K. A. (1986), "Institutional Equilibrium and Equilibrium Institutions," in Herbert, W. ed., *Political Science: The Science of Politics*, Agathon Press.
- Streeck, W. and Thelen, K. (2005), "Introduction: Institutional Changes in Advanced," in Streeck and Thelen. eds., *Beyond Continuity: Institutional Change in Advances Political Economics*, Oxford University Press.
- Thelen, K. (1999), "Historical Institutionalism in Comparative Politics," *The Annual Review of Political Science*, 2.
- Thelen, K. (2003), "How Institutions Evolve: Insights From Comparative Historical Analysis," in Mahoney and Rueschemeyer. eds., *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*, Cambridge University Press.
- Thelen, K. (2004), *How Institutions Evolve: The Political Economy of Skills in Germany, Britain, the United States, and Japan*, Cambridge University Press.
- Thelen, K. and Steinmo, S. (1992), "Historical institutionalism in comparative politics," in Steinmo, Thelen, and Longstreth. eds., *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, Cambridge University Press.
- Zysman, J. (1983), *Governments, Markets, and Growth*, Cornell University Press.

(信州大学 全学教育機構 専任講師)

2012年1月4日受理 2012年2月2日採録決定